

函館工業高等専門学校グローバルセンター規程

令和3年12月22日

函高専達第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第13条第2項の規定に基づき、本校グローバルセンター(以下「センター」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本校における国際交流及び国際化の推進並びに本校学生の海外留学及び海外研修等の促進・支援と地域の国際化への貢献を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは前条の目的を達するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 センターの運営に関すること。
- 二 国際交流事業に関する企画・立案及び実施に関すること。
- 三 海外の機関との交流に関すること。
- 四 留学生及び短期研修生等に関すること。
- 五 本校の学生の海外留学及び海外研修等に関すること。
- 六 本校学生の海外インターンシップ等に関すること。
- 七 教職員の国際交流に関すること。
- 八 地域の国際化への貢献に関すること。
- 九 その他国際交流に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 国際コーディネイター
- 三 留学生支援室長
- 四 その他校長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、校長が指名する。

- 2 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(国際交流事業推進室)

第6条 センターに国際交流事業推進室（以下「室」という。）を置く。

- 2 室に、室長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 室に、本校が実施する国際交流事業を円滑に遂行するため、交流相手国ごとに第4条第2号に定める国際コーディネイターを置く。
- 4 室長は、国際コーディネイターを統括し、国際交流事業を推進するとともに、進捗状況に応じてセンターに報告するものとする。

(副センター長)

第7条 校長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第8条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校運営会議の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則(令和3年12月22日函高専達第6号)

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校国際交流センター規程(平成29年4月10日函高専達第1号)は廃止する。

附 則(令和5年3月24日函高専達第26号、函高専達第34号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月14日函高専達第13号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。